

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をしたものを選定し、随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル」とする。）を実施する。

令和2年5月29日

北海道鉄道活性化協議会 会長 鈴木 直道

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 業務名

鉄道の魅力発信事業委託業務

(2) 業務の目的

本道の鉄道は、道民の暮らしはもとより、観光や物流など産業全般を支える交通基盤であるとともに、国内外から訪れる人々の移動や食料供給地域である本道から全国への新鮮な農畜産物の移出など、国民生活を支える重要な社会基盤であることから、本道の鉄道網が担う役割や重要性、さらにはその魅力を広く全国に発信することで、国民的理解や応援気運の醸成と鉄道利用の拡大を図る。

(3) 業務の内容

ア 北海道鉄道活性化協議会ホームページの充実

北海道鉄道活性化協議会のホームページに次の情報を新たに掲載すること。

なお、掲載にあたっては、現ホームページとの関連付けのほか、既存ページとの内容・デザイン等の整合性を図るとともに、本協議会事務局が柔軟に修正・追記ができるよう、掲載手法・管理手法について提案を行うものとし、現ホームページに係るサーバーの保守管理者を変更しないことを前提とした対応方針を提案すること（例：特設サイトの開設など）。

(7) 本道における鉄道の国民的理解や応援気運の醸成に向けた情報発信

JR北海道に対する国の支援の根拠となる「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の改正に向けて本道の鉄道に対する国民的理解や応援気運を醸成するため、a 本道の鉄道経営における厳しい事業環境等、b 本道の鉄道網の役割や重要性、c 我が国の発展に寄与する本道の鉄道網の可能性、d 持続的な鉄道網の確立を目指す地域の取組状況などの情報を掲載すること。

情報掲載にあたっては、下記の視点を参考に、イラストや図、データを用いるなど、国民の関心を喚起する簡潔で分かりやすい説明となるよう工夫するとともに、その内容について、交通事業者など関係機関との調整を行うこと。

(情報掲載の視点)

a 本道の鉄道経営における厳しい事業環境等

- ・旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の趣旨
- ・国鉄改革の経緯、経営安定基金の運用益の低迷
- ・青函トンネルの維持管理コストをはじめ、貨物列車の走行割合の高さや、積雪寒冷で長大な路線を抱えているなど他県にはない本道における鉄道の固有の事業環境・条件

b 本道の鉄道網の役割や重要性

- ・ 広大な面積を有する北海道において、道民をはじめ国内外から訪れる人々の移動手段として、道内の中核都市間等を結ぶ幹線ネットワークの形成が我が国の骨格としての役割を担っていること
- ・ 我が国の国土形成の観点から、国境周辺地域や北方領土隣接地域の発展を支えるための役割を担っていること

c 我が国の発展に寄与する本道の鉄道網の可能性

- ・ 全国で初となる道内空港の一括民間委託などを契機とした交流人口のさらなる拡大が見込まれる中、インバウンドの拡大や観光立国の実現に資すること
- ・ 将来にわたり、我が国の食糧供給基地である北海道から、環境に優しく低コストで安定的に農畜産物を全国へ移出する役割を担っていくこと

d 持続的な鉄道網の確立を目指す地域の取組状況

- ・ 地域における将来を見据えた鉄道網のあり方や地域交通の最適化に向けた議論
- ・ J R 北海道に対する地域独自の支援、J R 北海道と地域が一体となったコスト削減や利用促進の取組、全道的な鉄道利用促進運動の展開

(イ) 道民や来道客の利用促進に向けた鉄道の魅力発信

鉄道の魅力に関する情報を発信するため、「沿線地域の食や特産品、景観等の観光資源」、「本道の産業を支えてきた鉄道の歴史・文化」、「閲覧者の興味をかき立てる列車や駅にまつわる豆知識等」、「列車という”乗り物”そのものの楽しみ方」などの情報を道内全線区においてバランスよく総合的にまとめて掲載すること（自ら収集する素材のほか、道や市町村等が提供する動画などの素材を含む。）。

情報の掲載にあたっては、旅行者による事前のプラン立てや、現地における沿線情報の入手に配慮したものとし、鉄道利用の全道的な波及を図るため、道内空港や新幹線、バス等の他の交通モードを含めた構成となるよう工夫すること。

また、制作内容については、関係振興局、市町村、観光協会、観光事業者、交通事業者などの関係者との調整を行うこと。

(ウ) 児童向けの鉄道利用の教材の作成

将来の鉄道利用者となる幼児・児童に鉄道の乗り方や楽しみ方を伝えるための教材を掲載すること。

本教材については、学校等への提供のほか、沿線自治体などが実施する子供向け鉄道体験乗車会等への使用を想定し、児童が鉄道に関心を持つよう工夫すること。

イ 各種媒体等を活用した情報発信

(ア) パブリシティ等の活用

上記アの(ア)及び(イ)で作成した情報について、パブリシティ、広告、SNSの活用など、広く国民に周知するための積極的かつ効果的な情報発信の手法を提案し実施すること。

特に、上記アの(ア)で作成した情報について、本道の鉄道網が、他都府県とは異なり、移動手段としてだけでなく、農産物等の輸送手段として産業面において重要な役割を担っていることなど、本道の鉄道の重要性等を国民誰もが容易に理解できるよう、簡潔で分かりやすい情報発信とすること。

(イ) プロモーション資材のための原稿データ作成

今後実施予定のイベント等での使用を想定し、上記アの(ア)、(イ)及び(ウ)の情報を簡潔にまとめたチラシ、パンフレット、パネル等の作成のための原稿データを作成すること。

なお、データ作成にあたっては、イベント等の対象者や規模など状況に応じて必要な情報を自由に組み合わせて発信できるものとし、本協議会事務局が柔軟に修正・追記できるよう、Word、Excel 又は Powerpoint により作成すること。

ウ 外出自粛対応型プロモーションの実施

新型コロナウイルス感染症の拡大防止による外出自粛を逆手にとった鉄道の魅力を効果的に発信する話題性のあるユニークなプロモーションを提案し、実施すること（例：リモート鉄道ツアーやリモートシンポジウム、在宅者による鉄道魅力発信俳句コンテストの開催など）。

エ 実施報告書の提出

上記ア、イ及びウについて実施成果（実施内容のほか定量的な実施効果など）を取りまとめた報告書を作成すること。

なお、報告書は、紙媒体（A4版）5部及び電子媒体一式を提出するものとする。

オ その他

本事業の実施にあたっては、新型コロナウイルス等の感染症や大規模自然災害の発生など突発的な事態や日々変化する状況に柔軟に対処できるよう、委託者と連絡を密にしながらか臨機応変に対応すること。

(4) 委託期間

契約締結の日から令和3年3月12日（金）とする。

ただし、効果的な時期に事業を実施するため、下記を目途として、事業スケジュールを提案すること。

(事業実施時期の目途)

- ① 上記(3)のアの(ア)（上記(3)のイの(イ)のデータ作成を含む。）については、令和2年8月末までに情報を掲載することとし、これに関連する上記(3)のイの(ア)の情報発信については、令和2年11月末までとすること。
- ② 上記(3)のアの(イ)（上記(3)のイの(イ)のデータ作成を含む。）については、令和2年11月末までに情報を掲載することとし、これに関連する上記(3)のイの(ア)の情報発信については、令和3年2月末までとすること。
- ③ 上記(3)のアの(ウ)及びウについては、令和3年2月末までとすること。

2 公募型プロポーザルに参加する者に必要な条件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）、単独法人（参加表明書提出時点で法務局等に登記申請中の法人を含む）又は法人以外の団体であること。
- (2) コンソーシアムの構成員、単独法人又は法人以外の団体は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本店若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく

特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所在し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に所在すること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団員関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

（ウ）消費税及び地方消費税

キ 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。

（ア）健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

（イ）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（ウ）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ク コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

3 公募型プロポーザルに関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道鉄道活性化協議会事務局（担当：岡田、山本）
（北海道総合政策部交通政策局交通企画課）

(2) 所在地 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（本庁舎3階）

(3) 電話番号 011-231-4111（内線23-779）

011-204-5333（ダイヤルイン）

FAX 011-232-4643

4 参加表明書の提出期限、場所及び方法

(1) 公募型プロポーザルに参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出すること。

ア 提出期限

令和2年6月9日（火）17：00（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。）

ウ 提出場所

3に同じ

(2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

令和2年6月15日(月) 12:00(必着)

(2) 提出方法

持参又は郵送(特定記録、簡易書留、書留のいずれかによる。)

(3) 提出場所

3に同じ

6 無効となる提案

公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 予算上限額

9,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

10 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

(2) 契約書作成の要否

必要

(3) プロポーザル審査会

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が多数ある場合には、事前に書類選考を行い、概ね10件程度のヒアリング審査参加者を選定する。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

(4) その他の留意事項

ア 企画提案書の作成・提出に係る費用は、提案者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、企画提案説明書等による。